

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第47期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	ヒビノ株式会社
【英訳名】	Hibino Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 日比野 晃久
【本店の所在の場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03) 3740-4391
【事務連絡者氏名】	取締役 ヒビノGMC（管理本部）本部長 深沢 澄男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南三丁目5番14号
【電話番号】	(03) 3740-4391
【事務連絡者氏名】	取締役 ヒビノGMC（管理本部）本部長 深沢 澄男
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第2四半期連結 累計期間	第47期 第2四半期連結 累計期間	第46期 第2四半期連結 会計期間	第47期 第2四半期連結 会計期間	第46期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(千円)	9,262,113	7,089,911	4,804,793	3,878,422	17,727,487
経常利益(千円)	550,176	13,763	337,624	231,284	631,099
四半期(当期)純利益 (千円)	214,240	120,751	171,853	376,598	220,705
純資産額(千円)	-	-	5,873,267	5,681,185	5,654,589
総資産額(千円)	-	-	14,812,892	15,620,619	15,467,946
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,060.63	1,056.05	1,037.98
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	39.13	22.53	31.41	70.38	40.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	38.23	22.48	30.78	70.12	39.89
自己資本比率(%)	-	-	39.2	35.9	36.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	569,320	104,579	-	-	693,714
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	702,280	979,386	-	-	1,049,950
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,077,332	583,247	-	-	1,939,248
現金及び現金同等物の四半 期末(期末)残高(千円)	-	-	2,307,455	2,078,463	2,563,293
従業員数(人)	-	-	614	642	625

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	642	(6)
---------	-----	-----

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、（ ）内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数には、契約社員、準社員及び長期アルバイトを含んでおります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	462	(6)
---------	-----	-----

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、（ ）内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、従業員数には、契約社員、準社員及び長期アルバイトを含んでおります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
販売事業 (千円)	277,839	57.0

- (注) 1. 生産実績は、映像製品の開発・製造・販売事業部門におけるものであります。  
2. 金額は製造原価によっております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
販売事業	36,936	10.3	18,000	6.9

- (注) 受注実績は、映像製品の開発・製造・販売事業部門における特注品を対象にしております。

#### (3) 商品仕入実績

当第2四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
販売事業 (千円)	542,116	125.1

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (4) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
販売事業 (千円)	1,911,263	68.4
サービス事業 (千円)	1,967,159	97.7
合計 (千円)	3,878,422	80.7

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。  
2. なお、当第2四半期連結会計期間については、販売実績及び当該販売実績の総販売実績の総売上高に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
NITTRON BVBA	536,254	11.2	-	-

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、政府の景気対策や企業の在庫調整の一巡等により、一部では持ち直しの動きが見られるものの、失業率が過去最高水準となるなど雇用情勢は一段と厳しさを増しており、企業収益の悪化や設備投資の大幅な減少等、依然として厳しい状況にあります。加えて、世界景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクが存在していることから、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する業界におきましても、企業業績の悪化を受け、特に高精彩大型映像等の高額商品への投資意欲は後退傾向にあり、「先送り」及び「予算削減」など、慎重な姿勢が続いていることから、経営環境は厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループ（当社及び連結子会社5社）は、より付加価値の高いビジネスの創出と独自の「ものづくり」によるグローバル展開で、将来に向けた事業構造と企業体質の変革を図り、持続的な成長軌道を構築し業界トップを堅持するというビジョンを掲げ、平成22年3月期より平成26年3月期までの5カ年で売上高300億円を実現させる中期経営計画「Action 50」に着手し、グループ経営体制の強化、経営効率の改善による収益基盤の強化に取り組んでおります。

販売事業においては、音響機器販売事業部門で、景気後退による設備投資の抑制により、例年になく大型案件が減少しましたが、売上基盤である流通商品の一部に需要回復の基調が見受けられつつあります。利益率の高い輸入商品の拡販とともに、展示会への参加及び新商品発表会等デモンストレーション活動の実施など、販売活動の強化を推進しました。また、前連結会計年度に実施した子会社への事業譲渡や組織再編等で、業務効率の改善や経費削減等が進んだことにより、販売費及び一般管理費が減少し収益確保の支えとなりました。

映像製品の開発・製造・販売事業部門では、見込み案件の受注確保に努めておりますが、企業業績の急激な悪化により広告宣伝費が抑制されたことに伴って、屋外広告業やディスプレイ業が、更新時期が到来しているディスプレイ機器の更新を現段階では見送る傾向が散見されました。こうした街頭ビジョンをはじめとするデジタルサイネージ市場の急速な冷え込みを背景として大幅な減収減益となりました。利益率を向上させるべく、品質は維持したまま製造コストを抑えるため、製造拠点や製造体制等の見直しを図りました。

一方、サービス事業においては、もともと景気変動に左右されにくい性格を有しているコンサート案件を中心に堅調推移しました。

コンサート音響事業部門では、多数のアーティストがコンサート活動を活発に展開していることに加え、著名アーティスト及び新規アーティストのコンサート案件を着実に取り込んだことから、計画値を上回って推移し、当社グループ全体の収益を牽引しております。

イベント映像事業部門では、コンサート案件における当社製LEDディスプレイ・システムの採用がさらに拡大傾向にあり、新規アーティストの案件獲得、人気アーティストの大型コンサートツアーを複数受注するなど順調に売上を伸ばしました。他方、企業販促イベント及びコンベンション案件では、景況感の悪化から案件数の減少や規模縮小による売上減で低調に推移したことから、好調なコンサート案件をもってしても補填しきれず計画値に未到達となりました。

新規事業の推進においては、技術戦略の見直し及び実証実験施設の拡大等を図るとともに、グループ内外の技術をより迅速に共有できる環境を整備しました。これらの取り組みにより、新たな事業機会の発掘と早期事業化を目指し、当社グループの業績寄与に繋げるべく鋭意展開中であります。

これらの結果、当社グループ全体で徹底的なコスト削減による原価圧縮と固定費削減に努めたものの、販売事業の売上減の影響が大きく、売上高3,878百万円（前年同期比19.3%減）、営業利益222百万円（前年同期比29.4%減）、経常利益231百万円（前年同期比31.5%減）、四半期純利益につきましては、前連結会計年度に引き当てた貸倒引当金に対する債権の一部回収を図ったことで、特別利益に貸倒引当金戻入額179百万円を計上したこと等により、四半期純利益376百万円（前年同期比119.1%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

〔販売事業〕

音響機器販売事業部門では、シネマコンプレックス案件等を着実に獲得しましたが、企業の設備投資意欲の減退から大型案件が減少していることから、収益見込みを下回ってしまいました。一方、買い控え傾向が続いていた輸入音響機器ブランドの流通商品は、新商品の投入等もあり、商品市況の持ち直しの動きも見えつつあります。また、利益率の高い輸入商品の拡販に努めるとともに、業務のスリム化や経費削減等が進展したことによる固定費削減の効果で、収益を確保しました。

映像製品の開発・製造・販売事業部門では、市場の冷え込み・買い控えの影響を受け、国内外ともに厳しい状況が続いております。売上が落ち込んだ背景としては、企業業績の急激な悪化により、広告宣伝費が抑制されたことで広告業界全体が低迷しており、屋外広告業やディスプレイ業において、ディスプレイ機器の更新時期を先送りにするなど、顧客が慎重な姿勢を強めています。大手自動車メーカーの本社ショールームに当社製LEDディスプレイシステムの主力製品や新製品を多数販売・納入するなど健闘しましたが、デジタルサイネージ市場の急速な冷え込みの影響は大きく、大幅な減収減益となりました。

これらの結果、販売事業の売上高は1,911百万円（前年同期比31.6%減）となりました。

〔サービス事業〕

コンサート音響部門では、多数のアーティストがコンサート活動を活発に展開していることに加え、新規アーティストのコンサート案件を獲得し、計画値を上回って推移し、当社グループ全体の収益を牽引しております。

イベント映像事業部門では、コンサート案件は引き続き好調で、新規アーティストの案件獲得、人気アーティストの大型コンサートツアーを複数受注するなど順調に売上を伸ばしました。しかしながら、企業販促イベント及びコンベンション案件において、案件数減少や規模縮小が出ております。コンサートにおける当社製LEDディスプレイ・システムの採用が拡大するも、景況感の悪化によるこれらの減少分を補填しきれず、計画値に未到達となりました。

これらの結果、サービス事業の売上高は1,967百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は15,620百万円となり、前連結会計年度末と比べて152百万円増加しました。

これはリース資産が増加したことが主な要因であります。

負債合計は9,939百万円となり、前連結会計年度末と比べて126百万円増加しました。これはリース債務が増加したことが主な要因であります。

純資産合計は5,681百万円となり、前連結会計年度末と比べて26百万円増加しました。これは利益剰余金が増加したことが主な要因であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて484百万円減少し、2,078百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は572百万円（前年同期は286百万円の資金減少）となりました。

資金の主な増加要因としては、税金等調整前四半期純利益404百万円、売上債権の減少額244百万円及び減価償却費238百万円の計上であります。また、主な減少要因としては、仕入債務の減少額290百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は824百万円（前年同期は313百万円の資金減少）となりました。

資金の主な減少要因としては、有形固定資産の取得による支出812百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は98百万円（前年同期は161百万円の資金増加）となりました。

資金の主な増加要因としては、長期借入れによる収入800百万円、セール・アンド・リースバックによる収入565百万円あります。また、主な減少要因としては、短期借入金の純減額1,000百万円及び長期借入金の返済による支出163百万円あります。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

##### 会社の支配に関する基本方針

###### 基本方針の内容

当社は、「創造と革新」を経営理念に掲げ、音と映像の事業を基軸としたプロ用AV&ITのトータル・ソリューション企業として、各事業部門間及び子会社との相乗効果を高めるとともに、時代の変化を先取りして創造性を最大限に発揮できる体制を企業グループ全体で共有しながら、日々の改善・改革を実行し、事業の継続的な発展により、企業価値の最大化を目指してまいります。

当社は、顧客のニーズに、長年の実績により積み上げてきたノウハウや技術力に裏打ちされた、信頼性の高い、安全で高品質の製品・商品・サービスを適正な価格で提供してまいります。

事業を拡大していくことで株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダー（利害関係者）に満足していただくことが最善であるとの考えから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けて法令等を遵守しながら利潤を追求してまいります。社会への貢献や環境への配慮も重要なファクターと考えております。

当社では、以上の経営方針を支持する者が「会社の財務及び事業の方針を決定する者」であることが望ましいと考えております。

###### 不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

上記の方針により、安定的かつ持続的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる企業価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようなIR活動を目指しておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない。」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

なお、大規模買付ルールの具体的な内容につきましては、後記「大規模買付ルールの具体的な内容」のとおりであります。

上記の取組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

- イ．当社取締役会は、上記の取組みが上記の基本方針に沿って策定され、また大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではないと考えます。
- ロ．取締役会は、大規模買付行為に係る対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置し、大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合には特別委員会の勧告を最大限尊重することとしており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

大規模買付ルールの具体的な内容

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決議し、同日より発効いたしました。

（注1）特定株主グループとは、

- （a）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

- （b）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、

- （a）特定株主グループが、（注1）（a）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）

または、

- （b）特定株主グループが、（注1）（b）記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、各四半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。



## [大規模買付行為への対応方針]

### 1. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、( )事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、( )当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という以下に掲げる大規模買付ルールを設定しました。

#### 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

#### 必要情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「必要情報」といいます。)を提供していただきます。必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。なお、当社は、前記 に定める意向表明書受領後20営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

- (a) 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け
- (d) 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営方針等」といいます。)
- (e) 当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域社会その他利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、当社の経営に参画した後に予定する変更の有無及びその内容
- (f) 前記(d)及び(e)が、当社及び当社グループの企業価値を安定的かつ持続的に向上させることの根拠

#### 必要情報の追加提供

当社取締役会は、必要情報の提供を受けた場合には、提供された必要情報の検討を開始します。この場合において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められるときは当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

#### 取締役会評価期間

前記 及び により必要情報の提供を受けた場合には、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、90日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または120日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

#### 取締役会意見の公表または代替案の提示

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

### 原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

### 例外的な取扱い

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響を検討し、後述する特別委員会の勧告を経た上で決定することとします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

## 3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

## 4. 特別委員会の設置

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため特別委員会規程を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議しました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役ならびに社外有識者（注）の中から選任します。

本対応方針においては、前記2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。前記3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があります、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しておりますが、前記2. に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに前記3. に記載のとおり対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

（注）社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

## 5. 本対応方針の継続及び廃止

本対応方針については、毎年の当社定時株主総会終了後、最初に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続または廃止の決定を行います。

なお、当社取締役会が、本対応方針の継続または廃止の決定を行った場合には、その概要を速やかに株主及び投資家の皆様へ開示します。

本対応方針の詳細内容につきましては、以下の資料（当社ホームページ）をご参照ください。

当社ホームページ <http://www.hibino.co.jp/>

平成18年5月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」

平成18年6月29日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続及び特別委員会の委員の異動について」

平成19年6月27日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成20年6月24日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

平成21年6月23日付 プレスリリース

「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について」

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、26百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,547,840	5,547,840	ジャスダック証券取引所	(注)
計	5,547,840	5,547,840	-	-

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
平成16年6月29日定時株主総会決議（第1回新株予約権）

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	236,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	236,300(注)1, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	640(注)2
新株予約権の行使期間	自平成18年6月30日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 640 資本組入額 320
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員であること。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。 新株予約権者は、その権利を相続することができない。ただし、取締役会の承認がある場合にはこの限りではない。 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権または新株予約権者について「新株予約権の消却事由及び条件」に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。 その他の条件については、総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の発行後、当社が株式分割、または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、払込金額を下回る価額での新株発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合を除く）、または、1株当たりの払込金額を下回る新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

ただし、かかる調整は、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割、または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額での新株発行（新株予約権の行使の場合を除く）、または、1株当たりの払込金額を下回る新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- (ア) 「既発行株式数」とは、調整後払込金額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数、並びに、発行済の新株予約権及び新株予約権付社債の目的たる株式数を合計した数から、同日における当社の保有する自己株式数を控除した数を意味するものとする。
- (イ) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と、「1株当たり発行価額」は「1株当たり譲渡価額」と、それぞれ読み替えるものとする。
- (ウ) 当社が新株予約権または新株予約権付社債を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される新株予約権または新株予約権付社債の目的たる株式の数を、「1株当たり発行価額」とは目的となる株式1株当たりの発行価額を、それぞれ意味するものとする。

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、新株予約権割当契約締結時の新株発行予定数から、権利行使分及び契約締結後の退職等に伴う失権分を減じた数であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	5,547,840	-	1,721,487	-	2,074,601

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
日比野 晃久	東京都港区	1,036	18.68
日比野 宏明	東京都港区	550	9.93
(有)ハイビーノ	東京都港区芝4丁目 16-2-3302号	498	8.98
ヒビノ従業員持株会	東京都港区港南3丁目 5-14	262	4.72
エイチエスピーシー ファ ンド サービスィズ ス パークス アセット マネ ジメント コーポレイテッ ド (常任代理人香港上海銀 行東京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3 丁目11-1)	182	3.29
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 丁目6-6 日本生命証券管理部内	104	1.87
日比野 純子	東京都港区	100	1.80
(株)みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1 丁目1-5	100	1.80
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2 丁目7-1	100	1.80
野村ホールディングス(株)	東京都中央区日本橋1丁 目9-1	100	1.80
計	-	3,034	54.69

(注) 上記のほか、自己株式が231千株あります。



(6)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 231,700	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,315,300	53,153	同上
単元未満株式	普通株式 840	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,547,840	-	-
総株主の議決権	-	53,153	-

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ヒビノ株式会社	東京都港区港南 三丁目5番14号	231,700	-	231,700	4.17
計	-	231,700	-	231,700	4.17

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	690	659	771	801	711	715
最低(円)	587	600	631	690	652	652

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

## 3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,244,587	2,700,622
受取手形及び売掛金	3,854,220	4,689,082
商品及び製品	2,548,027	2,098,785
仕掛品	312,206	364,075
原材料及び貯蔵品	663,701	654,711
その他	946,023	641,833
貸倒引当金	96,837	338,443
流動資産合計	10,471,929	10,810,666
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,245,902	1,240,237
減価償却累計額	658,789	633,859
建物及び構築物(純額)	587,112	606,378
機械装置及び運搬具	5,796,526	5,678,608
減価償却累計額	4,135,588	3,957,082
機械装置及び運搬具(純額)	1,660,938	1,721,526
工具、器具及び備品	642,782	655,615
減価償却累計額	422,950	396,257
工具、器具及び備品(純額)	219,831	259,357
リース資産	1,423,656	714,492
減価償却累計額	242,542	160,536
リース資産(純額)	1,181,113	553,956
その他	446,349	438,793
有形固定資産合計	4,095,346	3,580,011
無形固定資産		
のれん	147,186	168,569
その他	114,009	126,463
無形固定資産合計	261,195	295,033
投資その他の資産		
その他	960,601	948,326
貸倒引当金	168,453	166,090
投資その他の資産合計	792,147	782,235
固定資産合計	5,148,690	4,657,279
資産合計	15,620,619	15,467,946

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	841,625	1,417,146
短期借入金	2,900,000	3,800,000
1年内返済予定の長期借入金	869,508	715,008
1年内償還予定の社債	120,000	120,000
リース債務	280,511	159,450
未払法人税等	89,508	59,074
賞与引当金	283,084	293,819
役員賞与引当金	5,078	20,979
製品保証引当金	1,330	3,147
その他	669,030	754,356
流動負債合計	6,059,677	7,342,981
固定負債		
社債	40,000	50,000
長期借入金	2,104,988	1,229,992
リース債務	999,278	500,089
退職給付引当金	640,007	593,771
その他	95,481	96,521
固定負債合計	3,879,756	2,470,375
負債合計	9,939,433	9,813,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,721,487	1,721,487
資本剰余金	2,074,601	2,074,601
利益剰余金	2,082,781	2,042,546
自己株式	186,192	151,720
株主資本合計	5,692,678	5,686,914
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,871	6,027
繰延ヘッジ損益	2,838	118
為替換算調整勘定	83,602	121,446
評価・換算差額等合計	78,569	115,299
少数株主持分	67,076	82,975
純資産合計	5,681,185	5,654,589
負債純資産合計	15,620,619	15,467,946

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	9,262,113	7,089,911
売上原価	6,250,712	4,789,000
売上総利益	3,011,401	2,300,910
販売費及び一般管理費	<sub>1</sub> 2,430,785	<sub>1</sub> 2,270,466
営業利益	580,616	30,444
営業外収益		
受取利息	6,990	481
受取配当金	2,002	1,678
負ののれん償却額	11,970	-
為替差益	-	1,968
受取補償金	-	12,177
その他	35,600	21,690
営業外収益合計	56,563	37,996
営業外費用		
支払利息	41,329	47,709
為替差損	35,880	-
その他	9,794	6,967
営業外費用合計	87,004	54,677
経常利益	550,176	13,763
特別利益		
固定資産売却益	1,071	-
貸倒引当金戻入額	-	168,789
特別利益合計	1,071	168,789
特別損失		
固定資産売却損	257	-
固定資産除却損	22,072	10,152
事務所移転費用	-	2,902
商品評価損	42,691	-
その他	-	303
特別損失合計	65,021	13,359
税金等調整前四半期純利益	486,226	169,194
法人税等	<sub>2</sub> 296,944	<sub>2</sub> 64,476
少数株主損失( )	24,959	16,033
四半期純利益	214,240	120,751

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	4,804,793	3,878,422
売上原価	3,272,257	2,607,078
売上総利益	1,532,535	1,271,343
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 1,217,431	<sup>1</sup> 1,048,968
営業利益	315,104	222,375
営業外収益		
受取利息	2,208	398
受取配当金	67	206
負ののれん償却額	5,985	-
為替差益	20,153	26,605
その他	20,593	10,773
営業外収益合計	49,007	37,984
営業外費用		
支払利息	22,086	25,263
その他	4,400	3,812
営業外費用合計	26,487	29,075
経常利益	337,624	231,284
特別利益		
固定資産売却益	364	-
貸倒引当金戻入額	-	179,611
特別利益合計	364	179,611
特別損失		
固定資産売却損	257	-
固定資産除却損	14,887	3,296
事務所移転費用	-	2,902
その他	-	303
特別損失合計	15,144	6,502
税金等調整前四半期純利益	322,844	404,393
法人税等	<sup>2</sup> 161,077	<sup>2</sup> 31,566
少数株主損失( )	10,086	3,771
四半期純利益	171,853	376,598

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	486,226	169,194
減価償却費	443,659	449,026
無形固定資産償却費	26,688	26,470
のれん償却額	17,287	21,383
負ののれん償却額	11,970	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	36,843	46,235
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,671	239,243
賞与引当金の増減額(は減少)	22,818	10,826
役員賞与引当金の増減額(は減少)	7,982	15,901
製品保証引当金の増減額(は減少)	5,236	2,478
受取利息及び受取配当金	8,992	2,160
受取補償金	-	12,177
支払利息	41,329	47,709
為替差損益(は益)	9,673	23,925
固定資産売却損益(は益)	813	-
固定資産除却損	22,072	10,152
投資有価証券償還損益(は益)	-	303
売上債権の増減額(は増加)	999,006	681,971
たな卸資産の増減額(は増加)	342,223	414,277
その他の流動資産の増減額(は増加)	220,845	175,030
仕入債務の増減額(は減少)	110,514	689,057
その他の流動負債の増減額(は減少)	263,200	94,964
その他	34,733	69,996
小計	64,098	109,746
利息及び配当金の受取額	6,538	2,089
利息の支払額	42,174	46,628
補償金の受取額	-	12,177
役員退職慰労金の支払額	576	-
法人税等の支払額	469,009	63,942
法人税等の還付額	-	101,470
営業活動によるキャッシュ・フロー	569,320	104,579



(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	57,475	144,423
定期預金の払戻による収入	77,335	115,629
投資有価証券の取得による支出	1,419	323
投資有価証券の償還による収入	-	5,188
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	64,399	-
有形固定資産の取得による支出	527,236	925,920
有形固定資産の売却による収入	117,590	-
無形固定資産の取得による支出	22,475	17,429
営業譲受による支出	189,956	-
その他	34,244	12,104
投資活動によるキャッシュ・フロー	702,280	979,386
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,640,000	900,000
長期借入れによる収入	-	1,400,000
長期借入金の返済による支出	417,500	370,504
リース債務の返済による支出	35,788	90,010
社債の償還による支出	10,000	10,000
株式の発行による収入	15,296	-
自己株式の取得による支出	32,738	34,471
配当金の支払額	81,936	80,963
少数株主への配当金の支払額	-	4,867
セール・アンド・リースバックによる収入	-	674,064
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,077,332	583,247
現金及び現金同等物に係る換算差額	51,640	15,887
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	245,909	484,830
現金及び現金同等物の期首残高	2,553,365	2,563,293
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,307,455	2,078,463

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】  
該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間  
(自平成21年4月1日  
至平成21年9月30日)

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取補償金」は10,401千円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

営業活動によるキャッシュ・フローの「受取補償金」は前第2四半期連結累計期間においては、「税金等調整前四半期純利益」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記しております。

それに伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの小計欄以下において「補償金の受取額」が区分掲記されております。

なお、前第2四半期連結累計期間の「税金等調整前四半期純利益」に含まれている「受取補償金」は10,401千円であります。

当第2四半期連結会計期間  
(自平成21年7月1日  
至平成21年9月30日)

(四半期連結貸借対照表関係)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となったことに伴い、前第2四半期連結会計期間において「商品」「未着商品」「製品」として掲記されていたものは、第1四半期連結会計期間から「商品及び製品」と一括して掲記しております。なお、当第2四半期連結会計期間に含まれる「商品」「未着商品」「製品」の金額は、それぞれ1,597,181千円、72,710千円、878,135千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 経過勘定項目の算定方法	一部の経過勘定項目の算定については、合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)												
<p>1 貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>2,000,000千円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	2,000,000千円	<p>1 貸出コミットメント</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>600,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,400,000千円</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	借入実行残高	600,000千円	差引額	1,400,000千円
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円												
借入実行残高	-千円												
差引額	2,000,000千円												
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円												
借入実行残高	600,000千円												
差引額	1,400,000千円												

( 四半期連結損益計算書関係 )

前第 2 四半期連結累計期間 ( 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日 )	当第 2 四半期連結累計期間 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日 )																		
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">706,541千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">185,468千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">23,463千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">52,846千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,857千円</td> </tr> </table> <p>2 当四半期連結累計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p>	給与及び賞与	706,541千円	賞与引当金繰入額	185,468千円	役員賞与引当金繰入額	23,463千円	退職給付費用	52,846千円	貸倒引当金繰入額	2,857千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">753,389千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">170,437千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,078千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">62,678千円</td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	給与及び賞与	753,389千円	賞与引当金繰入額	170,437千円	役員賞与引当金繰入額	5,078千円	退職給付費用	62,678千円
給与及び賞与	706,541千円																		
賞与引当金繰入額	185,468千円																		
役員賞与引当金繰入額	23,463千円																		
退職給付費用	52,846千円																		
貸倒引当金繰入額	2,857千円																		
給与及び賞与	753,389千円																		
賞与引当金繰入額	170,437千円																		
役員賞与引当金繰入額	5,078千円																		
退職給付費用	62,678千円																		

前第 2 四半期連結会計期間 ( 自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日 )	当第 2 四半期連結会計期間 ( 自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日 )																		
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">360,333千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">76,504千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">14,728千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">26,856千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,575千円</td> </tr> </table> <p>2 当四半期連結会計期間における税金費用については、四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p>	給与及び賞与	360,333千円	賞与引当金繰入額	76,504千円	役員賞与引当金繰入額	14,728千円	退職給付費用	26,856千円	貸倒引当金繰入額	4,575千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">369,358千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">68,678千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,078千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">31,714千円</td> </tr> </table> <p>2 同左</p>	給与及び賞与	369,358千円	賞与引当金繰入額	68,678千円	役員賞与引当金繰入額	5,078千円	退職給付費用	31,714千円
給与及び賞与	360,333千円																		
賞与引当金繰入額	76,504千円																		
役員賞与引当金繰入額	14,728千円																		
退職給付費用	26,856千円																		
貸倒引当金繰入額	4,575千円																		
給与及び賞与	369,358千円																		
賞与引当金繰入額	68,678千円																		
役員賞与引当金繰入額	5,078千円																		
退職給付費用	31,714千円																		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)
現金及び預金 2,407,055千円	現金及び預金 2,244,587千円
計 2,407,055千円	計 2,244,587千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 99,599千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 166,123千円
現金及び現金同等物 2,307,455千円	現金及び現金同等物 2,078,463千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,547,840株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 231,700株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月21日 取締役会	普通株式	80,516	15.00	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年11月6日 取締役会	普通株式	79,742	15.00	平成21年9月30日	平成21年12月14日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年7月15日開催の取締役会において決議したとおり会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得しております。この結果、当第2四半期連結累計期間において自己株式が34,471千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が186,192千円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	販売事業 (千円)	サービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,792,323	2,012,469	4,804,793	-	4,804,793
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	111,072	3,831	114,903	(114,903)	-
計	2,903,396	2,016,300	4,919,697	(114,903)	4,804,793
営業利益	67,496	431,114	498,611	(183,507)	315,104

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	販売事業 (千円)	サービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,911,263	1,967,159	3,878,422	-	3,878,422
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	44,680	10,470	55,150	(55,150)	-
計	1,955,943	1,977,629	3,933,573	(55,150)	3,878,422
営業利益又は営業損失 ( )	8,331	324,989	316,658	(94,282)	222,375

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	販売事業 (千円)	サービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	5,244,581	4,017,532	9,262,113	-	9,262,113
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	138,926	15,325	154,251	(154,251)	-
計	5,383,507	4,032,858	9,416,365	(154,251)	9,262,113
営業利益	83,615	773,439	857,054	(276,438)	580,616

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	販売事業 (千円)	サービス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,230,177	3,859,733	7,089,911	-	7,089,911
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	56,989	19,319	76,309	(76,309)	-
計	3,287,167	3,879,053	7,166,220	(76,309)	7,089,911
営業利益又は営業損失 ( )	324,932	544,422	219,490	(189,046)	30,444

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、事業形態の類似性等を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な内容

販売事業 業務用音響機器の販売及びメンテナンス、映像機器の開発・製造・販売及びメンテナンス等

サービス事業 コンサート及びイベント用音響、映像機材のレンタル、運用又はオペレーション、イベントの企画立案等

3. 会計処理の方法の変更

前第2四半期連結累計期間

(重要な資産の評価基準及び評価方法の変更)

(たな卸資産)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。この結果、従来の方法と比較して、当第2四半期連結累計期間の販売事業の営業費用が2,786千円増加し、営業利益が同額減少しております。

(リース取引に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、これによる損益への影響額は軽微であります。

4. 追加情報

前第2四半期連結累計期間

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

追加情報に記載のとおり、国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得原価の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益への影響額は軽微であります。



【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (千円)	欧州 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	4,262,746	525,829	16,216	4,804,793	-	4,804,793
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	519,454	2,178	1,020	522,653	(522,653)	-
計	4,782,201	528,007	17,237	5,327,446	(522,653)	4,804,793
営業利益又は営業損失( )	475,579	26,769	75,895	426,452	(111,348)	315,104

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

欧州.....イギリス

アジア.....香港

3. 会計処理の方法の変更

前第2四半期連結累計期間

(重要な資産の評価基準及び評価方法の変更)

(たな卸資産)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。この結果、従来の方法と比較して、当第2四半期連結累計期間の日本の営業費用が2,786千円増加し、営業利益が同額減少しております。

(リース取引に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、これによる損益への影響額は軽微であります。

4. 追加情報

前第2四半期連結累計期間

(有形固定資産の減価償却の方法の変更)

追加情報に記載のとおり、国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得原価の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益への影響額は軽微であります。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

	北米	欧州	アジア	計
海外売上高(千円)	253	555,521	17,623	572,891
連結売上高(千円)				4,804,793
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	0.0	11.6	0.4	11.9

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

	北米	欧州	アジア	計
海外売上高(千円)	153,946	1,006,531	153,085	1,313,562
連結売上高(千円)				9,262,113
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	1.7	10.9	1.7	14.2

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。  
 2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。  
 (1) 北米.....米国  
 (2) 欧州.....イギリス、スウェーデン、ドイツ、ベルギー、スペイン  
 (3) アジア.....香港、台湾、中国、シンガポール  
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,056.05円	1株当たり純資産額	1,037.98円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	39.13円	1株当たり四半期純利益金額	22.53円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	38.23円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	22.48円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	214,240	120,751
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	214,240	120,751
期中平均株式数(千株)	5,475	5,359
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	128	11
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	31.41円	1株当たり四半期純利益金額	70.38円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	30.78円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	70.12円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	171,853	376,598
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	171,853	376,598
期中平均株式数(千株)	5,471	5,351
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	111	19
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため記載をしております。

## 2【その他】

(1) 平成21年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....79,742千円

(ロ) 1株当たりの金額.....15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成21年12月14日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月7日

ヒビノ株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒビノ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒビノ株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月6日

ヒビノ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒビノ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒビノ株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。